

就学前教育・保育施設における臨時休園の考え方

－本方針は、公私立を問わず、原則区内幼稚園、保育園等において同様に取り扱う－

現在「陽性者が1名発生したら臨時休園」の対応をしているが、新型コロナウイルスオミクロン株の流行に伴い、繰り返し臨時休園となる就学前教育・保育施設が多く、保護者の就労等に大きな影響を及ぼしている。また、子どもが新型コロナウイルス感染症に罹患しても、軽症で経過することがほとんどである。

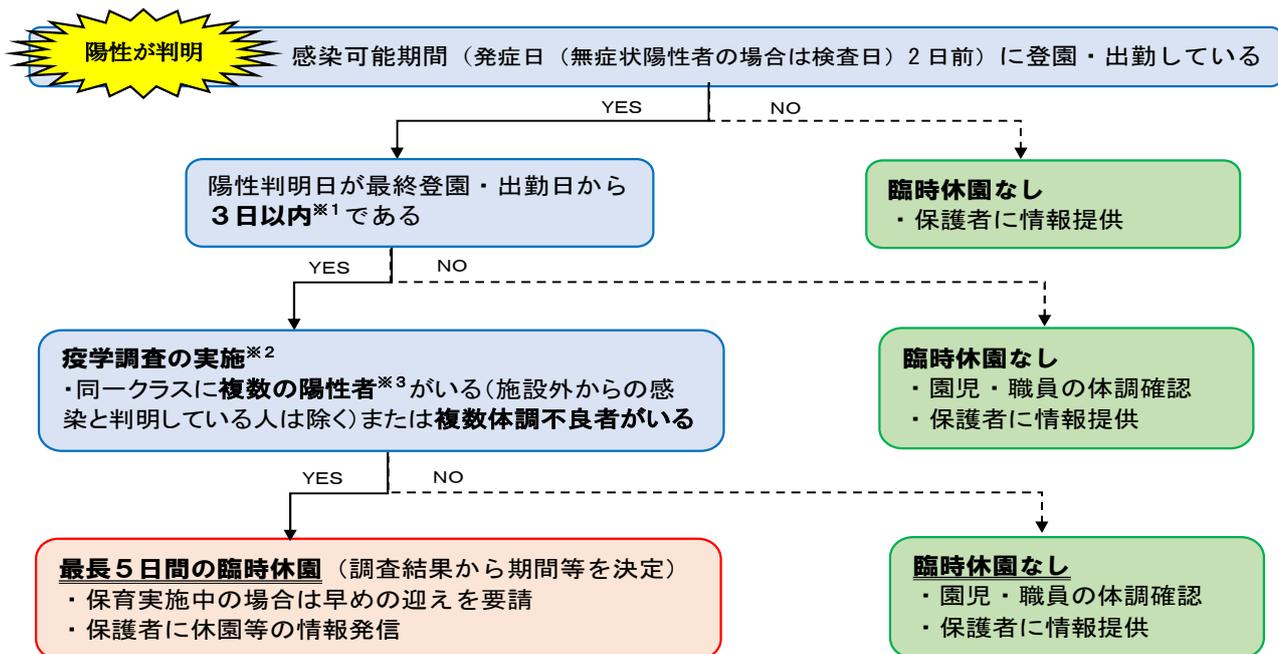
社会を安定的に維持するために就学前教育・保育施設を原則開所するという国の方針と、施設内の感染拡大防止の観点から、東京都教育委員会「オミクロン株の急拡大を踏まえた学校の対応手引き」および足立区立小中学校の対応を参考に、以下のように臨時休園の考え方を変更する。

臨時休園の考え方

同一クラスで7日以内に次のいずれかが判明した場合、陽性者の最終登園・出勤日を0日目として最長5日間のクラス閉鎖^{注1}

- 1 陽性者が2名以上判明した場合
- 2 陽性者の判明とともに複数の体調不良者がいる場合

注1 疫学調査の結果、施設規模、保育活動内容等を踏まえ、休園範囲と期間を判断する。



下線部分が今回の変更点

- ※1 陽性判明日から3日以内であれば疫学調査
オミクロン株の特徴から、陽性判明が最終登園・出勤から4日以上経過し、かつ施設内に体調不良者がいない場合、施設内での感染拡大の可能性は少ないと判断して、疫学調査と休園は不要としている
- ※2 疫学調査
- ① 濃厚接触者の特定
 - ② 陽性者以外の体調不良者、他の陽性者の有無確認
 - ③ 感染対策の確認。感染対策を徹底のうえ、保育を継続するよう指示
- ※3 同一クラス内に複数の陽性者がいる場合
- ① 感染可能期間に登園・出勤していた場合、疫学調査を実施
 - ② 1人目の陽性者との関連性を調査
 - ③ 2人目陽性者が他クラスの場合は、関連性を調査の上、各々のクラスで1人目として対応